人事院事務総長

「人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用 について」の一部改正について(通知)

「人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について (平成6年7月27日職職-329)」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後				改	正		前	
第 3	条関係				第3	条関	係				
1	(略)				1	((略)				
2	前項の	「継続勤	務」と	は原則	2	前	頂の	「継続	勤務」	しとは	は原則
	として同	一官署に	おいて	、その		とし	て同	一官署	におい	いて、	その
	雇用形態	が社会通	念上中	断され		雇用	形態	が社会	通念。	上中断	fされ
	ていない	と認めら	れる場	合の勤		てい	ない	と認め	られる	る場合	の勤
	務を、「	全勤務日	」とは	非常勤		務を	-, Γ	全勤務	日」。	とは非	常勤

職員の勤務を要する日の全てを それぞれいうものとし、「出勤 した」日数の算定に当たに当たに当た、休暇、国家公務員法(昭79 条の規定による所第8 2条の規定による停職、国法法第109号。 務員の育児休業等109号。)第1項の規定による育児休業はよる方別ではよる有別ではよる方別ではよる方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項の規定による方別では、第1項のとする。

 $3 \sim 7$ (略)

第4条関係

- 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。
 - (1)~(16) (略)
 - (17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15一14第23条第2項から第6項までの規定の例によるも

職員の勤務を要する日の全てを それぞれいうものとし、「出勤 した」日数の算定に当たって は、休暇、国家公務員法(昭和 22年法律第120号)第79 条の規定による<u>休職又は</u>同法第 82条の規定による<u>停職及び</u>国 家公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第109 号。以下「育児休業法」とい う。)第3条第1項の規定によ る<u>育児休業</u>の期間は、これを出 勤したものとみなして取り扱う ものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

第4条関係

- 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。
 - (1)~(16) (略)
 - (17) この条の第2項第4号の申 出及び指定期間の指定の手続 については、人事院規則15 -14第23条第2項から第 6項までの規定の例によるも

のとし、同号の休暇の単位 は、1日又は1時間とし、1 時間を単位とする当該休暇 は、1日を通じ4時間(当該 休暇と要介護者を異にするこ の条の第2項第5号の休暇の 承認を受けて勤務しない時間 がある日については、当該 時間から当該休暇の承認を受けて助務しない時間を けて勤務しない時間を けて勤務しない時間を けて動務しない時間を けて動務しない時間を

(18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、百児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間(この条の第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を受けて勤務しない時間を

のとし、同号の休暇の単位 は、1日又は1時間とし、1 時間を単位とする当該休暇 は、1日を通じ、始業の時刻 から連続し、又は終業の時刻 まで連続した4時間(当該休 暇と要介護者を異にするこの 条の第2項第5号の休暇の承 認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間がありら当該い時間を減じた時間の範囲内とする。

(18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)の範囲内(育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間から

減じた時間<u>を超えない範囲内</u> <u>の時間</u>とする。 間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)とする。

 $2 \sim 4$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

以 上